

鳥取県公報

- 目次
- ◇告示 保安林解除予定
 - ◇教委告示 県立倉吉農業高等学校の校名並びに校舎の変更移転
 - ◇正誤 昭和二十七年十一月十三日鳥取県公報号外一件訂正

告示

鳥取県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項及び第四十條に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により次の保安林を解除する予定である。

昭和二十七年十二月二日

鳥取県知事 西尾愛治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県鳥取市賀露町字上浜 実測面積 四反一三歩

一、七〇三ノ六八 解除実測面積 四反一三歩

〃〃〃〃一、七〇三ノ六九 実測面積 二四歩

〃〃〃〃一、七〇三ノ七〇 解除実測面積 二四歩

（以上施業要件）

一、主伐は普通林における適正伐期令級に相当する令級以上に属する立木に限る。

二、総蓄積二〇％以内の撫育を目的とする間伐を行うことができる。

三、伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とし一回の伐採量はそときの立木蓄積の三〇％以内とし伐採くり返し期間中の総生長量をこえることができない。

鳥取県東伯郡浦安町大字逢東 見込面積 一反三畝歩

字鈴ヶ野一、〇七五ノ一七二 解除見込面積 一反歩

〃〃〃〃一、〇七五ノ二二六 見込面積 一反三畝歩

（以上施業要件）

一、現在樹種の天然更新を原則とする。但し林種改良並に跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽を妨げず。

二、主伐は普通林における適正伐期令級に相当する令級以上に属する立木に限る。

三、毎年の伐採量は年生長量の範囲内たること。(申請者)

鳥取県東伯郡浦安町大字逢束 中谷正直
以上防風林としての必要が消滅したと認めるもの

鳥取県西伯郡名和村大字 見込面積 四反七畝二七歩
名和字長者原五七ノ二 解除見込面積 四反七畝二七歩

字東岡山四五六ノ一 見込面積 二反五畝歩
解除見込面積 二反五畝歩

御來屋町大字御來屋 見込面積 二反歩
解除見込面積 二反歩

〃〃〃〃四七二 見込面積 四反歩
解除見込面積 四反歩

〃〃〃〃四九一 見込面積 四反歩
解除見込面積 四反歩

(以上施業要件)

一、主伐は普通林における適正伐期令級に属する立木に限る。

二、伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とする。

三、一回の伐採量はその時の立木蓄積の三〇%以内とし伐採くり返し期間中の総生長量を超へることはできない。

以上風致林としての必要が消滅したと認めるもの

鳥取県西伯郡大山村大字今在家 見込面積 七畝歩
解除見込面積 七畝歩

〃〃〃〃字大畑九六七 見込面積 三畝歩
解除見込面積 三畝歩

〃〃〃〃〃〃九六八 見込面積 一畝歩
解除見込面積 一畝歩

〃〃〃〃〃〃九六九ノ二 見込面積 二畝歩
解除見込面積 二畝歩

(以上施業要件)

一、現在樹種の更新を原則とする。但し林種改良並びに跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽を妨げず。

二、主伐は普通林における適正伐期令級に相当する令級

に属する立木に限る。
三、伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とし総蓄積二〇%以内の撫育を目的とする間伐を行うことができる。

四、主伐は其の時の立木蓄積の六〇%以内とし伐採くり返し期間中の総生長量を超えることができない。

以上水害防備林としての必要が消滅したと認めるもの

鳥取県東伯郡浦安町大字金屋字 見込面積 一反歩
大高谷二二ノ二六四 解除見込面積 一反歩

〃〃〃〃二二ノ二六五 見込面積 二反歩
解除見込面積 二反歩

(以上施業要件)

一、主伐は普通林における適正伐期令級に相当する令級に属する立木に限る。

二、一回の伐採量
(1) 皆伐の毎年伐採しうる面積は伐採区域面積を普通林における適正伐期令級に相当する最少樹令で除したる商の範囲とする。
(2) 択伐における毎年伐採しうる量は年生長量の範囲

内であること。

以上干害防備林としての必要が消滅したと認めるもの

鳥取県西伯郡御來屋町大字 見込面積 二反五畝歩
御來屋字東河原六五 解除見込面積 二反五畝歩

(施業要件)

一、主伐は普通林における適正伐期令級に属する立木に限る。

二、伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とする。

三、一回の伐採量はその時の立木蓄積の三〇%以内とし伐採くり返し期間中の総生長量を超えることができない。

鳥取県西伯郡境町花町一〇〇 見込面積 四畝一四歩
解除見込面積 四畝一四歩

〃〃〃〃和田村大字和田字大灘東 見込面積 一反一〇歩
解除見込面積 一反一〇歩

〃〃〃〃〃〃三、一〇五 見込面積 四畝二九歩
解除見込面積 四畝二九歩

〃〃〃〃〃〃〃〃字東灘北三、一四四 見込面積 一反八畝歩
解除見込面積 一反八畝歩

〃〃〃〃三、一四四ノ二 見込面積 三畝二八歩
 〃〃〃〃三、一四三 見込面積 三畝二八歩
 〃〃〃〃字上大灘東北三、一 見込面積 八畝二二歩
 〃〃〃〃 見込面積 八畝二二歩
 〃〃〃〃 見込面積 一反七七歩
 〃〃〃〃 見込面積 一反七七歩

(以上施業要件)

一、現在樹種の天然更新を原則とする。但し林種改良並びに跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽を妨げず。

二、主伐は普通林における適正伐期令級に相当する令級以上に限る。

三、伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とし総蓄積二〇%以内の撫育を目的とする間伐を行うことができる。

四、主伐はその時の立木蓄積の六〇%以内とし伐採くり返し期間中の総生長量を超えることができない。

鳥取県東伯郡安田村大字八幡字山 見込面積 六畝歩
 ノ下一八八 解除見込面積 六畝歩
 (施業要件)

一、現在樹種の天然更新を原則とする。但し林種改良による場合は人工植栽を妨げず。

二、主伐は普通林における適正伐期令級に相当する令級以上に属する立木に限る。

三、毎年の伐採量は年生長量の範囲たること。

(申請者)

鳥取県東伯郡安田村大字八幡 中井勝藏
 以上潮害防備林としての必要が消滅したと認めるもの

鳥取県東伯郡下中山村大字御崎字東浜ノ上五二九 見込面積 一反八畝歩
 解除見込面積 一反八畝歩
 〃西伯郡所子村大字末吉字大 見込面積 一反歩
 解除見込面積 一反歩
 (以上施業要件)

一、現在樹種の更新を原則とする。但し林種改良並びに跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽を妨げず。

二、主伐は普通林における適正伐期令級に相当する令級以上に属する立木に限る。

三、伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とし

総蓄積二〇%以内の撫育を目的とする間伐を行うことができる。

四、主伐はその時の立木蓄積の六〇%以内とし伐採くり返し期間中の総生長量を超えることができない。

鳥取県東伯郡安田村大字八幡字山 見込面積 一畝歩
 ノ下一八七 解除見込面積 一畝歩
 (申請者)

鳥取県東伯郡安田村大字八幡 山崎もと
 鳥取県東伯郡安田村大字八幡字山 見込面積 二畝歩
 ノ下一九五 解除見込面積 二畝歩
 (申請者)

鳥取県東伯郡安田村大字八幡 坂口英隆
 鳥取県東伯郡安田村大字 見込面積 六反七畝二九歩
 八幡字山ノ下二〇〇 解除見込面積 一反二畝歩
 (申請者)

鳥取県東伯郡安田村大字八幡 大石常藏
 (以上施業要件)

一、現在樹種の天然更新を原則とする。但し林種改良のための人工造林は妨げない。

二、主伐は普通林における適正伐期令級以上に属する立木に限る。

三、毎年の伐採量は年生長量の範囲内たること。

以上魚つき林としての必要が消滅したものと認めるもの

鳥取県八頭郡丹比村大字中宇大光 見込面積 四畝歩
 六九〇 解除見込面積 四畝歩
 〃〃〃〃六九一 見込面積 四畝歩
 解除見込面積 四畝歩
 〃〃〃〃六九三 見込面積 一畝歩
 解除見込面積 一畝歩
 〃〃〃〃六九四 見込面積 四畝歩
 解除見込面積 四畝歩
 〃〃〃〃六九五 見込面積 三畝歩
 解除見込面積 三畝歩
 (以上施業要件)

一、現在樹種の天然更新を原則とする。但し林種改良並びに跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽を妨げず。

二、主伐は普通林における適正伐期令級以上に属する立木に限る。

三、伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とし

三、主伐は伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とし総蓄積二〇%以内の撫育を目的とする間伐を行うことができる。

四、一回の伐採量はその時の立木蓄積の六〇%以内とし伐採くり返し期間中の総生長量を超えることができない。

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂字水 見込面積 五畝歩
ナシ四五八 解除見込面積 五畝歩

(申請者)

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂 古林正雄

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂字水 見込面積 一反歩
ナシ四五九 解除見込面積 一反歩

(申請者)

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂 北山愛藏

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂字水 見込面積 四畝歩
ナシ四七〇 解除見込面積 四畝歩

(申請者)

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂 古林英代

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂字水 見込面積 四反歩
ナシ四六〇 解除見込面積 四反歩

〃〃〃〃〃〃四六〇ノ一 見込面積 一反歩
解除見込面積 一反歩

(以上申請者)

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂 前田善四郎

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂 見込面積 二反五畝歩
字長途四七二ノ一 解除見込面積 二反五畝歩

〃〃〃〃〃〃四七二ノ二 見込面積 八反歩
解除見込面積 八反歩

(以上申請者)

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂 古林英代

鳥取県八頭郡池田村大字落折字チ 見込面積 二畝歩
ノミチタニ二七二ノ一五 解除見込面積 七歩

〃〃〃〃〃〃二七二ノ一七 見込面積 一畝歩
解除見込面積 三歩

〃〃〃〃〃〃二七二ノ一八 見込面積 一畝歩
解除見込面積 二歩

〃〃〃〃〃〃二七二ノ一九 見込面積 一畝歩
解除見込面積 一五歩

(以上施業要件)

一、現在樹種の天然更新を原則とする。但し林種改良並びに跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽

を妨げず。

二、保安林指定の目的を害すると認められる樹木並びに後継樹植栽上特に必要な場合以外は伐採できない。但し更新に当り後継樹が保安林指定の目的を達成することができるときはその指定の目的を達成するに足る前生樹を存置しなければならない。

三、落葉、下草、土砂の採取を禁ずる。

以上なだれ防止林としての必要が消滅したと認めるもの

鳥取県東伯郡中北條村大字江 見込面積 六畝歩
北字中蛇谷三、〇〇四ノ二 解除見込面積 二畝一二歩

〃〃〃〃〃〃三、〇〇四ノ三 見込面積 一反九畝歩
解除見込面積 六畝一歩

(以上施業要件)

一、現在樹種の天然更新を原則とする。但し林種改良並びに跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽を妨げず。

二、主伐は普通林における適正伐期令級に相当する令級以上に属する立木に限る。

三、伐採くり返し期間二〇年以内の単木択伐を原則とし

総蓄積二〇%以内の撫育を目的とする間伐を行うことができる。

四、一回の伐採量はその時の立木蓄積の六〇%以内とし伐採くり返し期間中の総生長量を超えることはできない。

五、落葉、下草、土砂の採取を禁ずる。

以上飛砂防備林としての必要が消滅したと認めるもの

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十九号

昭和二十七年十一月一日県立倉吉農業高等学校の校名並びに校舎を次のとおり変更移転した。

昭和二十七年十二月二日

鳥取県教育委員会

学 校 名	鳥取県教育委員会
旧 鳥取県立倉吉農業高等学校	鳥取県東伯郡旭村本泉三
新 鳥取県立倉吉農業高等学校旭分校	七七番地ノ一
鳥取県立倉吉農業高等学校河南分校	鳥取県東伯郡三朝村大字大瀬小字戸崎九九番地

正 誤

昭和二十七年十一月十三日鳥取県公報号外中誤植がある
ので、次のとおり訂正する。

頁 段 誤 正

四 下 第十五條中「第三 第十條中「第三條」の
條」の下に 下に

昭和二十七年十一月十八日鳥取県公報第二千三百六十五
号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁 段 誤 正

二 上 一 「移動検査は、 「移出検査は、

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發
行 鳥
刷 鳥
所 取
縣 取
鳥 鳥
鳥 鳥
取 取
市 市
取 東
縣 町
取
印
刷
所 縣

予算の節減には！ぜひ 謄寫印刷で！！

皆様に喜んで戴ける 孔 版 社 へ

- 謄寫印刷 は技術の向上と、器材の発達により、現在では活版、平版等に劣らぬ美しい印刷が早くも最も安価に出来、特に繪画、グラフ、図面等は他の追従をゆるしません。
- 孔版社は……最優秀の技術と完備せる設備により、どんな急ぎの印刷でも迅速丁寧な納期を厳守致します。
- 孔版社は……専門家の選んだ最優秀の材料（原紙、ヤスリ、鉄筆、印刷器等）の廉価販売を致します。

謄寫印刷 孔 版 社
と 材 料

鳥取市西町（日赤前入る）電話980番（甲）